

# 木材利用促進に関する消防庁の取組

---

令和6年5月29日  
消 防 庁

# (参考) 消防法施行令の改正の背景について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第4条の規定による建築基準法の一部改正により、建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化、防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設が行われた(令和6年4月1日施行)。

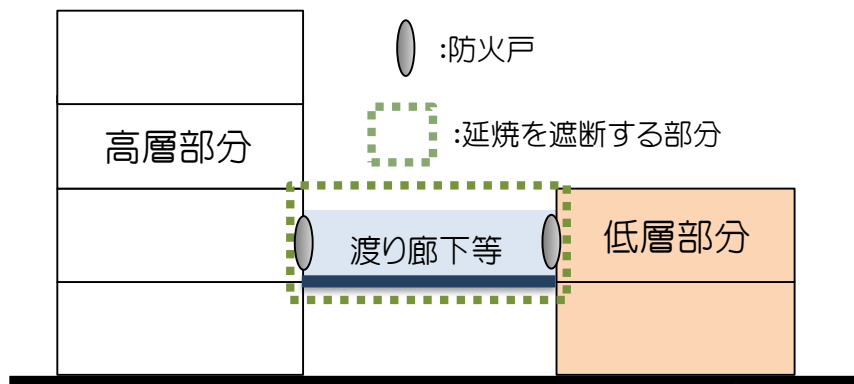
消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準では、建築基準法令の防火規制を前提とした基準があることから、改正後の建築基準法令との整合性を図ることについて、「予防行政のあり方に関する検討会」(座長:関澤愛 東京理科大学教授)で検討を行った。

## ～建築基準法の改正概要(イメージ)～

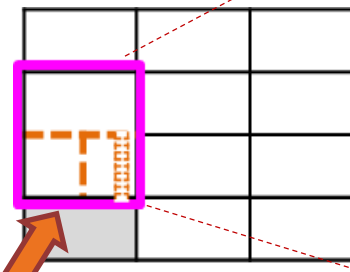
(改正前)大規模・高層棟の建築物は、主要構造部(壁、柱、床等)の全ての部分に例外なく一律の耐火性能を要求

(改正後)延焼を遮断する部分(防火戸等)を設ければ、防火上別棟として扱う

(改正後)延焼を遮断する区画(一住戸程度)内の木造化を可能に



□:延焼を遮断する区画



これらの部分に木材利用が可能となる

# 消防法施行令の改正内容について

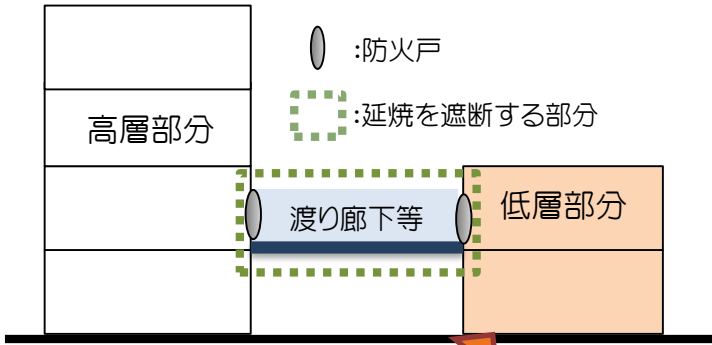
防火安全性の確保を前提として、建築基準法の改正と整合を図るよう、消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準に係る規定を整備

## 1. 改正内容

### (1) 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充 (令第8条)

- 建築基準法上の防火規制に係る別棟みなし規定と同様に、防火対象物が渡り廊下等で接続されていたとしても、防火戸や十分な耐火性能の渡り廊下等で延焼が遮断される場合には、それぞれの防火対象物を別の防火対象物とみなすこととする。

<高層部分に、渡り廊下を介して低層部分を接続した場合の例>



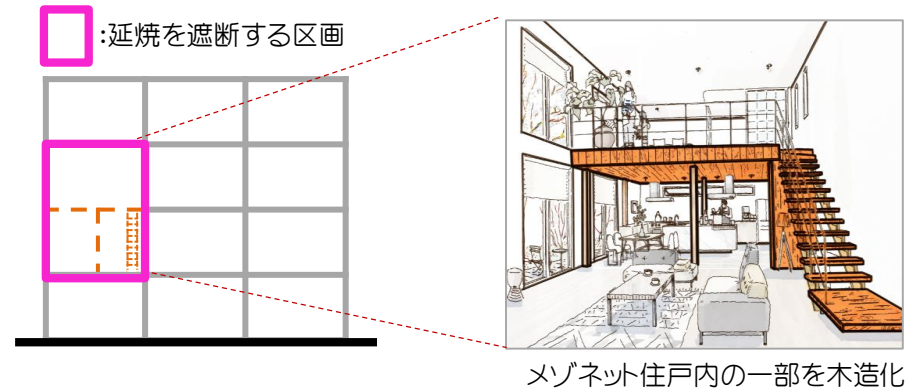
別棟みなし規定に適合させることで、低層部分はその規模等に応じた**簡易な消防用設備等で対応可能**

## 2. 施行期日等

公布日 : 令和6年1月17日  
施行期日: 令和6年4月1日

### (2) 耐火建築物等の主要構造部(壁・柱・床等)に係る木材利用の基準緩和(令第11条等)

- 改正建築基準法により認められた、延焼を遮断する区画内の主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等については、火災時に建築物全体が倒壊・延焼しないことを要件としているため、主要構造部の全てが耐火構造の耐火建築物等と同様に、一部の基準(屋内消火栓設備の設置基準等)を緩和する。



【例】屋内消火栓設備の設置基準の緩和(マンションの例)

原則	面積	
	小	大
	設置不要	設置必要 (700㎡以上)
耐火構造	設置不要	設置必要 (1,400㎡以上)
耐火構造+内装制限	設置不要	設置必要 (2,100㎡以上)

↑ 今回の改正により、主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等も**屋内消火栓設備の設置基準が緩和される**